大阪府宿泊税条例の改正条例の可決！全国初、民泊にも
２０１７年７月１日より「宿泊税」が課税されます。

民泊とは？

ホテルや旅館などの宿泊施設の代わりに、一般家庭などが空き部屋などに有料で旅行者を宿泊させることです。現在では新しいビジネススタイルとして、インターネットの仲介サイトを通じ、外国人観光客へ個人宅や投資用マンションを貸し出すビジネスモデルが出現しました。

概要

近年、大阪への観光客は急速に増加しており、今後も２０２０年の東京五輪・パラリンピックをはじめとした様々な国際的イベントの開催を控え、ますます観光客は増加する傾向にあります。その中で、宿泊税(地方自治体が、特定の目的や事業の経費とするため、地方税法で定められていない税目を条例で定め賦課した税)の導入は、急増する外国人観光客の受け入れ態勢の強化や、大阪の魅力を高めるための観光振興施策に充てること等を目的としています。宿泊税を導入する大阪府は国家戦略特区を利用した民泊に適応範囲を広げて、さらなる税収増を期待しています。

<table>
<tr><td>税を納める方</td><td>大阪府内のホテル又は旅館における宿泊者
（注意）2017 年 7 月 1 日より簡易宿所及び国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）における宿泊者も対象となります。</td></tr>
<tr><td>税率</td><td>
<table>
<tr><td>宿泊料金（1 人 1 泊）</td><td>税率</td></tr>
<tr><td>10, 000 円未満</td><td>課税されません</td></tr>
<tr><td>10, 000 円以上 15, 000 円未満</td><td>100 円</td></tr>
<tr><td>15, 000 円以上 20, 000 円未満</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>20, 000 円以上</td><td>300 円</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>宿泊料金に含まれるもの</td><td>素泊まりの料金、素泊まりの料金にかかるサービス料</td></tr>
<tr><td>宿泊料金に含まれないもの</td><td>消費税等に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税などの租税一般）、
宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話の利用などに係る料金）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>納入方法</td><td>特別徴収

特別徴収とは、ホテル又は旅館の宿泊施設の経営者（＝特別徴収義務者）が、納税義務者である当該ホテル等における宿泊者から税金を徴収し、納入する方法のことです。

（注意）2017 年 7 月 1 日より簡易宿所及び国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）の経営者も特別徴収義務者となります。</td></tr>
</table>

「大阪府庁ＨＰより引用」

注意すべき点

出張等で宿泊した時に、領収書に宿泊税の名称とその額が表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象になり余分に消費税を支払うことになります。宿泊施設側に明記してもらうようにしましょう。

（文責：谷口　敬亮）